

令和3年第4回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和3年12月8日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君
代 表 監 査 委 員 五十嵐 弘 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 大 越 聖 之
書 記 荒 井 裕 二
書 記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和3年12月8日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで、飯塚総務課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

飯塚総務課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） おはようございます。昨日の石井議員の一般質問で答弁を求められた件につきまして、改めて答弁させていただきたいと思います。

利根町新行財政改革行動計画の平成30年度人件費決算額と令和6年度人件費推計額の比較で、約2億円の増加が見込まれる理由についてでございます。

理由の大きなものとしたしましては、令和2年度より臨時職員が会計年度任用職員へ移行したことに伴い、物件費であった賃金が給料となりまして、人件費へ経費計上することになったためでございます。金額は約1億2,000万円が人件費に加算されております。こ

のほか、再任用職員の増加見込み分や給料のベースアップ見込み分などが増加の理由でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番通告，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） おはようございます。井原正光です。一般質問を行います。

特別職の報酬等の引上げについて質問をいたします。

町長と議員の報酬等の引上げについて、執行部は財政状況が改善傾向にあるなどとの認識のもと、また、平成28年10月の特別職報酬等の額の改定等に関する答申書により、給料月額を改正する条例を本年12月の定例会に上程する準備を進めていることが分かりました。事実、12月2日から開催された令和3年度第4回利根町議会定例会本会議に上程されております。

その一つは、議案第66号で利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、議長の報酬30万円を5万円引上げ35万円に、副議長の報酬26万円を5万円引上げ31万円に、議員の報酬25万円を5万円引上げ30万円に改めるものであります。

もう一つは、議案第68号で利根町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例で、町長の給料月額78万7,000円、教育長の給料月額54万8,000円にするというものであります。

この給料月額は、平成28年10月の特別職報酬等の額の改定に関する答申書を見ることによって、この額が出てまいります。この答申書の中に、町長の給料月額78万円とあります。現在、53万2,000円ですから、25万5,000円引上げられ78万7,000円となるわけでありまして。また、教育長の給料も引上げられ54万8,000円となり、引上げられる額は7万9,000円ですか、7万9,000円だと思います。

ここで訂正させていただきますけれども、先ほどから私が申し上げている、平成28年10月の特別職報酬等の額の改定に関する答申書と申し上げておりますけれども、この平成28年

10月ではなくて、平成28年8月2日でございました。平成28年10月というのは、当時の町長が議長宛てに答申書の写しを送付した日、それが平成28年10月でございました。訂正いたしたいと思います。

前後しますが、財政状況が改善傾向にあるという発言は、今年10月7日に議会全員協議会の席での総務課長からの発言であります。また現在、執行部では、条例改正に向け検討を行っている直近の財政につきましては、議長宛てにお示ししたとおり改善傾向で答申書のとおり提案していくことを計画していると、大幅に引上げようとしているわけでありませぬ。

町長は、1期目は自らの報酬、給料を引下げ、今年2期目当選を果たすや否や大幅に引上げようとしています。財政状況、また、古い答申書を参考に持ち出して正当化しようとしています。そのほかに何か、理由があるはずだというふうに私は思っておりますので、お聞かせいただきたいと思ひます。

今議会に提案されている議案の中には副町長の設置の件がありますが、それは議案審議の中でお聞きしてまいりたいと思ひます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。それでは、井原議員の御質問にお答えをいたします。

そもそも、議員報酬や特別職給料を以前の額に戻すことについては、井原議員が議長時代に、ほかの議員と共に当時の遠山町長に打診したことから始まっていることと認識しております。その後、当時の遠山町長が特別職報酬等審議委員会に諮問し、審議の結果、以前の報酬、給料に戻すことが妥当との答申がなされました。これを受け、平成28年第4回議会定例会に議案を提出する予定でしたが、議案は直前に提出を見送ることとなり、これまで議論することがありませんでした。

私は就任1期目のとき、1年たった後にこの答申が残っている、そういうことから、その当時の議長にこの答申、議論してくれよと頼んだことを覚えています。議会のほうからは、もう少し待ってくれという返事だったので、2期目の今まで待ちました。そして、今年度に入り、新井議長から答申書に基づく報酬改定の話を進めたい旨の話があったことから、町では当時の答申の判断材料になった財政状況等を新たに調査し、議会に提供いたしました。

その後、令和3年10月8日付で利根町議会議長から、報酬額改定について全員協議会で審議した結果、第4回議会定例会に報酬額改定の条例案を上程することに賛成多数だとの旨の通知を受け、これに基づき今定例会に上程したものでございます。

さらに、私としましても、町民の方々に構成する特別職報酬等審議会の答申は尊重され

るべきものであり、これを無視することなく、議会において議論すべきであるとの考えから、議案を上程した次第でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、町長から答弁をいただきましたけれども、当時、私、議長やっていたときに遠山町長からこの答申を送付されましたけれども、議会から議員の報酬の引上げについて、当時の町長に具申したことは1度もございません。遠山町長とは犬猿の仲で、そんなこと話できるわけがない。どこからの作り話でそういうのを持って来たと思うので、これだけは否定しておきます。

さて、議員の報酬の引上げについてなんですけれども、10月7日、議会全員協議会で議長のほうから話が出たときに思いました。これは大変なことだな。議員が自分の報酬の引上げを自分で決めていいのだろうか。議員等の額の決定に、改定に関する件は、今、町長が言っていましたけれども、利根町特別職報酬等審議会に諮問して、審議会からの答申を尊重することになっています。

この利根町特別職報酬等審議会の条例の中で、この条例の設置については、今回上程されている条例などについて、つまり議員報酬等の額について審議するため、利根町特別職報酬等審議会を置くというふうに条例の中になっています。また、審議会の所掌事務といたしましては、町長は議員の報酬の額並びに町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員の報酬及び給料の額について、審議会の意見を聞くものとする。委員は7名以内をもって組織し、その委員は利根町の区域内の公共的団体の代表者、その他、住民のうちから必要の都度、町長が委嘱するということになっています。つまり、町長・議員の報酬の額並びに町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、審議会の意見を聞くことになっています。その都度です。その都度、委員を替えて聞く、こういうふうな条例があるんです。

この中では、今のその条例の中では、副町長についての定めはありません。ないのです。この件は審議議案なのでお聞きしようと思うのですが、今回、この副町長についても、本来であれば、この審議会の中で、報酬等審議会が町長が、あなたが、この額にしていかがでしようかということ提案して審議してもらって、答申した額を我々に示さなくては駄目なんです。やっていないじゃないですか。

この件について、10月7日の全員協議会、いろいろ話し合ったのですが、その出席した執行部、平成28年の答申書について、次のように話しているんです。古いからとか経過年数により有効無効とするような性格のものではなく、結論を導くための背景に変化がなければ、生かされるべきものとする。そして、それは諮問者が意思決定するための判断材料になるというふうに話しているのです。この話したでしょう、実際。

今回提出された案件は、佐々木町長、あなたではない以前の首長が諮問したものなのです。だからその当時も、首長が諮問をして答申書をいただいた答申内容を生かそうとして、

議案番号を付して議会に上程しました。この答申書については、当時の首長が本会議に上程して、当日に突然、何らかの理由かは分かりませんが、これは町長、取り下げた理由を言わなかったですから、理由があったのだらうと思うのですが、取り下げてしまったんです。ただ、事務局が云々言っただけで。本来であれば、これは町長がその理由を言って取り下げるべきなんです。議事録を見てもらえば分かると思います。恐らく何も言っていないと思います。

私はその取り下げた時点で、撤回した時点で、この答申それはもう終わったものだ、そういうふうに思っているんです。ですからこの答申は、このときにもう既に生かされている。答申の内容に基づいて議案が作成され、議会に提出されたわけですから、既にそのときに。ですから、この答申はそのときに生かされ、この時点でその答申は消滅したというふうに私は思っているんです。

ですから、今回の報酬、月額の上昇に関するものは、この以前の答申書によらず、佐々木町長自身が審議会に諮問して、答申を受けて判断すべきものだというふうに私は思っているんです。引き上げるか、元に戻すか、いろいろ今、文言の違いはあると思いますけれども、議員の報酬の額に関する件は、この審議会に諮ってもらってから出してもらいたかったというふうに私は思っているんです。

私は実はこの報酬の引き上げについては、11月27日に町内2か所で議員と町民の対話集会を開きました。議会と町民の対話集会というのは、議会報告という形でこれまでも開いてきましたけれども、議会報告というのは、議会基本条例の中で年に1回開催が義務づけられています。私はこの条例に基づかない任意の、議会ではなくて、議員と町民の対話集会を開きました。議会報告というのは、議員全員が出席して、既に審議が終わり採決された予算等の内容、あるいは議会活動としての研修会での内容等の報告が主な内容でございます。しかし、今回開いた議員との対話集会は、この12月、今開催されている議会で議論されようとしている案件、つまり採決されようとしている議員の報酬、町長等の案件について対話集会を開いたのです。

私は町民の代表として、町民の意見を聞いて本会議に臨み、民意を議会に生かされるようにしたいという考えから、対話集会を開いたものであります。今、議会で決められようとしている議員の報酬あるいは町長等の給料の額については、執行部は審議会なども意見も聞かないで、有権者等の意見も聞いていない。我々議員は、条例に定めがある審議会の意見を聞いていないこの案件、これを条例違反を犯してまで、自分の報酬を決められない、そういうふうに思っています。誠に横暴だ。議員の報酬なのです。町長の給料なのです。好き勝手にやっていいと思いませんか。ちゃんと手順を踏みましょうよ。誠に町民に申し訳ないなというふうに思っています。審議会に諮問しない、本当に矛盾しているな、これは条例違反しているなというふうに私は思っていますし、こういうことが堂々とまかり通るのであれば、町長、暴君だと言われますよ。町民ついていきませんよ、はっきり言って。

ちゃんと手順があるのですから、手順を踏んで議会に提案しましょうよ。

今回の報酬等の額の引上げ、町長等の給料の引上げについて、報酬等審議会に改めて審議したほうがいいというふうには思っているのですが、町長はどのように考えますか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私は議会から上がってきたものを上程した、残っているものを。前町長遠山さんが答申を受けたものだから関係ないと言っていますけれども、町長は町長ですから。そういうことでしょうか。言っていることが、自分がいろいろな時代にやってきたこと、真逆のことを言っているような感じがするんですね、私は。

私は町長という立場もありますけれども、いろいろなところから情報を収集して、これはこうだったああだったというものは、収集能力は、議員より今持っていますから。それでこれはこうなんだという、みんなに相談しながら、これはこうやっていいのかと、全部。だから、この議会で残っているものを整理していく。私が粘り強く、今まで残ってきたもの、合併問題しかり、いろいろ龍ヶ崎に行って聞いたり、いろいろなことをやっています。公約もちゃんとやってきました。

ですから、私はこの場で皆さんに議論していただいて、それが妥当か妥当じゃないか、皆さんの意見を聞きたいと思って。議論は大切ですからね。議員いつでも言うとおりに、議論は大切なんです。順番間違っているとえば、いろいろあるじゃないですか、今までのことだって。順番ではないんです。残っているものを整理しているんです。

首長が代わった場合、前に残っているものはやらなくてもいいんですか。町民に諮問して報告を受けたもの、それをほったらかしにしているんですか。私は1期目就任した当時、1年目で議会に振っていますよ、この問題。待ってくれと言うから、待っていたんです。そして、今なんです。ちゃんと筋は通っているじゃないですか。今までやってきたこと、随分知っていますよ。私も大人ですからあまり言いたくありませんけれども、あんまりひどい態度でやって来るならば、私だって考えはあります。脅しでも何でもありません。

普通に今まで上がってきたものを、普通に議論してもらおうと思っている。何がこれが悪いんですか。その辺を答えて答弁とします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 町長、収集の能力は町長のほうがあるのは当たり前なんです。それがなかったら、あなたその席にいられないよ、はっきり言って。収集能力があつて、住民のいろいろな声があなたのところに届くから、あなたが首長でいられるのですよ。何を言っているのですか。私よりあるのは当たり前ですよ。私そう思っていますよ。あなたのほうがあるということ。

その上で、今回のこの報酬等の値上げについてちょっと申し上げたいのですが。10月7日の全員協議会あったんですよ、あったんです。このときに面白いことがあったんです

よ。賛否を取ったんですよね、賛否。そうしたら、議員は11名いるんだけど、6・4・1なんです、6・4・1。賛成が6名、反対が4名、棄権が1名かな。合わせると11名になるよね。おかしいと思いませんか。分からない。6・4・1という数字自体がおかしいでしょう、これ。そういうことで、議長から町長に報告されたと思うんですよ、6・4・1と。でも、このとき気がついた議員が何人かいると思うんですよ。この6・4・1という数字に。

議長なり委員長というのは、可否同数の場合のみ加わるんです。議長、それに加わってしまったんです。先に表明してしまったわけです。こんなおかしいことはないよね。5・4・1なんだよ、報告は。5・4・1。議長なり委員長というのは、評決に加われないんだから。その前に決まってしまう。同数の場合のみ加われる。ところが、議長は6・4・1と言っている。6・4・1を報告した。これは町長、喜んだでしょう。これなら何でもかんでも引き上げられる。議案上程しても大丈夫だ。そういうことでやったわけではないですか。そういうことも推測されますよ。

〔「推測で言うな」と呼ぶ者あり〕

○8番（井原正光君） 何か言うことがあったら、どうぞ教えてください。

会議を進める議長等は、可否同数のとき初めて可とするか否か、その態度を表明するのです。改めて言いますけれども。それなのに、賛成表明して、それを執行部に報告しています。ですから、この給料引上げについて、どういうことが考えられます。町長等の給料引上げをするために、事前に議会のほうに打診があって、議会の全員会を開いて、通るか通らないか事前に聞いたのではないかと、こういう憶測まで当然生まれるではないですか。私はそう思いますよ。

ですから、やはりルールにのっとった報酬等審議会、それにかけて、町長が諮問して、その答申をいただいた上で議会に上程する。そういう手続を踏んでいただければ、別に私は何も申し上げることはなかったんです。それをなくしてやるから、こういうことになるんです。先ほど私に対してどうのこうの言いましたが、どうぞ教えてください。それはそれで、また議会とは別ですから。関係ないですよ。しかし、議会で、よく町長もそういうことが言えますね。一国一城の主が。普通はそういう言葉は慎むべきなんですよ。

さて、もう一つ聞きたいのですけれども。もう一つ聞きたい、それは、今、この自治基本条例。行政への市民参加あるいは住民参加を保証するため、主権が住民にある、具体的に行政への参加の仕組みなどを定めるものです。もちろん日本国憲法の中では、主権は国民にある、これは誰でも知っていることなんですけれども、自治基本条例を定めることによって、町民が主権者であるということを明確に法令化する、そうでしょう、法令化する。今これ、どこの市町村でも検討されていると思います。

それはやはり、首長の対話、話を聞く、そういう姿勢の条例なんです。町長、あなたがこれ公約したんですよ、公約。だから、いつでも町長が言っているじゃないですか、対話

を重視していると。その言葉からも、自治基本条例を策定するのに力を入れているのだなというのは分かるんだけど。分かるんだけど、そこで、この条例が制定されると、住民が、市民が主権者であるから、こういう報酬等については、今後こういうふうな上程できなくなるじゃないですか。必ず条例の中で何らかの制約が起きて。だから、この条例の制定前に引上げようと、そういう意図が働いたのかなと、こういう憶測が当然生まれてくるのは当たり前ではないですか。よくよく考えれば。

ですから私は、この町長の公約である、自治基本条例の成立を目指す、これはいいと思うのですが、この成立後をもって、我々あるいは町長等の報酬の引上げについて、町民との対話を通じて、町民が主権者であるから町民の意見を聞いて、もう一度改めて上程したほうがいいというふうに思っていますが、町長はどのように考えますか。お聞きしたいです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に一言申し上げます。先ほど全員協議会で、私が6・4・1ということで執行部のほうに報告したということで、それは違うと言われましたけれども、全員協議会は議長を含んで全員の票があります。井原議員が言っているのは、この議会の同数の場合の表決のときに議長が票を入れるのと、何か勘違いしていますよ。私より先輩で経験も多いのに、そういうこともちゃんとしっかりして、この議会で報告してほしいと思います。

今の井原議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 自治基本条例は関係ないと思います。これは、町民の意見、諮問して答申を受けた、そのことが大切なのかなと常日頃から思っています。町民との対話、これも大切なことで、いつでもいろいろな意見を聞きながらやっているつもりです。

自治基本条例ができたときに上げられなくなってしまふからと、さっき言いましたけれども、そんなこと、そんなふうな頭が回れば、私、町長やっていないです。そこまで頭が回らないです。また、人をそこまで、こうなのかな、ああなのかなと疑う考え方も、私は持っていません。失礼ですけれども。

土地利活用の問題でも、この前随分言われましたけれども。笠脱沼の周りの土地でも、計画をちゃんとつくってあるものだと思ったら、何もないんですね。何もつくってなくて、今度は西部で何か計画もなくしようがないとかいっぱい言われましたけれども、自分のときにやった笠脱沼、8反ぶり、7反ぶり買ったけれども、私のときに買ったのですが、あれやったのは、たしか井原議員が町長時代だと思います。30分ぐらいあの場で言われましたけれども。土地利活用はこういうものだ、またああいうものだ随分みんなに、課長は答えませんでしたけれどもね。持論は分かるんです。でも結果、計画も何にも立てていなかったんです。職員に聞きに行かせたら、また持論を言うだけで。それでは、やはり言っていることとやっていることが違うんですよ。分かります。こういう場で論述を發する

のは、確かにうまい。うまいけれども、言っていることとやっていることが違っているのは、やはり駄目なんです。

〔「合併と一緒」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 静粛をお願いします。

○町長（佐々木喜章君） ですから、私はそういうふうに、自治基本条例と答申を受けたものは、また別な問題で意見を聞いているものだと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ考え方というのはありますけれども、やはり一つのルールというのは規定の条例があるわけですから、その条例にのっとって、その条例の流れに乗って、やはりやる。まして、為政者というのは、その法を守らなくてはならないわけですから。法をつくることもつくるし、守ることも。ですから、今回のこの報酬等についても、やはり審議会の意見を聞きながら、また住民との対話重視をする町長であるならば、住民基本条例の成立を待って、住民と対話をしながら、自分の給料が、今の自分の一所懸命やっているその姿を、どういう形で評価してもらえるのか、それが給料にどういう形で反映させてもらえるのかということ、この条例の成立後にやったらどうですか。そうすれば、すっきりするんですよ。

ここにきて降って湧いたように、急に報酬の値上げ。確かに考えてみれば、ちょっと低いかわかりません。低い。でも、その根拠が、その根拠がいつだったかな、平成12年かな、平成17年かな。この平成28年の答申というのは、平成12年か平成18年の額についての答申ですからね。そんな前の話を今持ち出して、正当化しようとしたって無理だよ、これは。その間にいろいろ変わっているんですから。よく見てごらんください、この当時の答申。私は1回見ただけだからはっきりは覚えていませんけれども、たしか平成12年、平成17年と数字があったと思います。それに戻すという答申ですから。それで、前町長はそれがいいということで、その答申を受けて条例をつくって、議会に上程したんですから。上程して議運までかけて、この当日こういう形で議会を開いたら、突然この何号議案については取り下げますということになったんですよ。何が何だか分からないではないですか。

ですから、この答申というのは、そのとき既に生かされているんです。その、生かして議案はつくられたんです。だから、そのとき、ここで消滅。ですから、新しい審議会の委員を町長も委嘱して、その都度委嘱するということになっていますから、委嘱して、それで、町長の考えを審議会に諮って、それを我々議員に示して、その議会で承認してもらおう、議決してもらおうという、そういう方向、それがやはり私はいいと思います。それが一つ。

それからもう一つ、再三言っているように、やはり住民自治基本条例ですか、これの制定を待って、早く成立させて、その上で給料等について改めてやったほうがいいと、上程したほうがいいと、私はこのように思っています。

○2番（山崎誠一郎君） 定数削減、言わないのだな。

○ 8 番（井原正光君） うるさい。黙っている。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 定数削減は、今までの住民の……。

○ 議長（新井邦弘君） 静粛に。山崎議員，静粛にしてください。

○ 8 番（井原正光君） 何の定数削減だ。

○ 2 番（山崎誠一郎君） 定数削減，全協で上程したでしょう，この間。あなたに言ったでしょう。都合の悪いことは言わないの。

○ 8 番（井原正光君） 山崎議員と別に議論をして時間を潰してもつまらない……。

○ 議長（新井邦弘君） 山崎議員，静粛にお願いします。

○ 8 番（井原正光君） もっと注意してやってください。それから，ちょこちょこちょこ後ろばかり向いているの，この人ね。それで，後ろを向くたびにこうやって。マスクをちゃんとしなさいよ，あなた。

〔「逃げられないように」と呼ぶ者あり〕

○ 8 番（井原正光君） マスクをちゃんとしなさいよ。いいか，マスクを外して後ろなんか向くな。議長，ちゃんと注意してください。議場ではマスクをすることになっているのですから。よろしくお願いします。

〔「こうやって逃げるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○ 8 番（井原正光君） それでは次に移ります。

今日は，代表監査委員の五十嵐さんに御足労いただいております。大変お忙しい中ありがとうございます。もう少しお待ちいただきまして，代表監査委員の御指導をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

さて，町長に伺っていきます。議会選出の監査委員に関係の深い者と今回書きましたけれども，学校給食の納入していたことについて，納入業者ですが，町長は9月議会定例会の中で次のように答弁しているんです。監査委員である若泉議員に，これはまずいだろう，違反だろうと話したところ，考え方を改めていただいて身を引いてくださいました。と，このように答弁している。法令に違反していることを認めた。政治倫理条例にです。また町長は，この政治倫理条例には御自分が議員時代に委員長をして，大変御苦勞なさって成立に深く関わっていたということも話されました。もちろん私も一緒ですから知っています。佐々木町長，あなたが委員長で私が委員でそのほか何名かいましたけれども，一所懸命勉強しましたよ，当時。いろいろな資料を集めて，関係市町村から当時の書籍などを見ながら。思い出すでしょう。そういうことも話されました。私も思い出しました。

ですから，この違法性について，気がついていなかったということはないんです。私は，もう一番最初から気がついてたんです。ですから，何回も何回も議会でそのことを，繰り返し繰り返し申し上げてきた。しかし，町長がこれを認めるまでには，また教育長がそうだねと認めるまでには随分時間がかかりました。なんでこんなに時間がかかるのだろうか。つくづく思います。

首長に就かれたら、特に先ほどからもお話しているように、法律を理解すること、守ること、遵守すること、これが一番大事なんです。今回のこの件は、議員のうちから選出された監査委員の妻ということで、なかなか注意しづらかったのかなということもあると思いますが、問題は逆なんですよ。早くこの契約の取り消しなどをすべきだったというふうに、私は思っています。また、若泉議員も政治倫理条例、当時一番最初からこの制定に関しては加わっている。ですから、内容についてはよく理解していたと思うんです、はっきり言って。それで、ただ町長も教育長も明らかになっただけですみませんでしたと、そんな釈明すればいいと、そういう軽い気持ちでいてもらっては、本当に困るんです。

ここにお二人、監査委員の方がいますけれども、監査員の役割というのは、はっきり言って、町長あなたと対抗する形で公平・公正に監査する立場なんです。対抗するのですからね。ですから、つらいのですから、はっきり言って。というわけですから、監査員というのは、職務については、不適正経理防止とか、不祥事の防止とか、コンプライアンスの違反あるいは個人責任の追及など、いろいろな責任があるんです。ですから、コンプライアンス等に違反しては、監査はできないんです。監査委員とはいえないのではないですか。このままでは、私は、住民は信用しない、我々議会もがた落ちだなというふうに、私は思っています。納入業者から外したから、契約を解除したからそれで終わりというわけにはいきませんよ。

そこで町長にお聞きしますけれども、今回の件は、町長は違反だというふうに認めていますけれども、監査委員としての職務上の義務違反となり得るかどうなのか。町長の判断、その答弁を私はお聞きしたいです。これは大事なことです。違反となるのかどうか、はっきり答弁してください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 業者と行政、教育委員会、考え方が違ったという点もありますので。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） お答えになっていないようなんですけれども、どうなのでしょう。監査委員さんに聞くわけにいかないのです。やはりこれは、監査委員に命令というか、意見を出すのは町長しかいませんので、事務局から聞くわけにもいかないですね。ですから、どうしても町長から答弁を求めるしかないんです。

ですからそういうことで、もう一度お答えいただけますか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ルールの解釈が違っていった。業者側も行政側も。それで誤ったという形です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、何て言いました。ルールの解釈。そんな問題ではないでしょ

う、これ。ルールではないですよ。法令ですよ、法令。法令の解釈の相違だということをお願いのしょうけれども、そうではなくて、町長が早く気がつけばよかったとか、若泉議員にさっき言ったように、繰り返して言ってもしょうがないので、話したら折れてくれたよとか、早くこの法令に気がつけばよかったよというのは、町長言っていますよね、9月の定例議会の中で。

そのことに対して、そういう言葉に対して、では、この若泉議員という監査委員は、果たして職務上の義務違反となり得るのかどうなのかということについてお聞きしています。もう一度だけ、お答えください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ルールの違い、法の違い、解釈の違いなのですが、1回20万円、前回の議会でも答弁しましたが、1回の取引が20万円以下、全体のという形ではなかったもので、その辺を間違えたということで、解釈が違うということを私は言っているんです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この件については、もう一度改めて、あまり勉強をなさっていないようですから、調べていないようですから、また後でお聞きいたします。

大変長らくお待たせいたしました。五十嵐代表監査委員に伺います。

ここまでもう1時間も、いや40分ぐらい、いろいろとお話を聞いていて、何を聞こうとしているのかも十分にお分かりいただけたのかなというふうに思いますけれども。この不正、またはその事業の執行の、難しい言葉は監査委員はよく知っていると思うんですけれども、非違について、今回私は見られたのかな、そういうふうに違反しているのかなというふうに思います。

我々議員もそうなのですが、法令を遵守するということは、大変大事なことだと思ひまして。まして監査委員というのは、法に照らしてその正否を調べる、監査する、大変なお仕事なのですよ。今回、改めて私も認識いたしましたけれども、大変なお仕事なのです。法令を遵守しないで行政運営の検査の職責を果たすことが、果たしてでき得るのかどうかということなのです。

今回のような場合は、利害関係のある事件については、もちろん本人は監査できませんから、代表監査委員五十嵐さんお一人で監査するということになると思うのですが。遵守しなかったことについてというよりも、遵守することについて、監査を始める前に確認し合うような、普通の言葉でいうと打合せといいますか、そういうことについてはどうなのでしょうね。

監査する前の、監査委員のそういう始まる前の行動について、もしできればちょっとお話しただけませんか。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐代表監査委員。

○代表監査委員（五十嵐 弘君） 監査委員の五十嵐でございます。井原議員の質問につ

いてお答えいたします。

監査において指摘できなかったことにつきましては、定期監査において、各課などから随意契約の執行状況に関する資料の提出を求めていなかったためと反省しております。

監査委員が行う監査の目的は、町の行財政運営の健全性及び透明性を確保するとともに、町の事務の管理及び執行などについて、法令に適合し、正確で効率的かつ効果的な実施を確保することにより、町民の福祉の増進に資することとされております。

今後は、町の事務執行が、関係法令や条例などに適合しているかきちんとチェックし、同様の事例が起こらないよう、監査委員の職責を果たしていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ありがとうございます。また、今の法令遵守等について、監査基準等が作成されていると思いますけれども、この中にはそういった辺の文言というのはあるのでしょうか。教えていただけますか。事務局でも結構です。文言ですから。

○議長（新井邦弘君） 飯塚監査委員会書記長。

○監査委員会書記長（飯塚良一君） 監査基準を設けておりまして、随意契約であるとか入札であるとかという細かい区分けはございませんが、全てにおいて監査するような形になっております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今回のこういう件を受けて、ぜひとも監査基準の中で、もう一度改正等について御検討いただけたらなというふうに、私は切望いたします。よろしく願いしたいと思います。

まだ時間があってもったいないのですが、以上で終わりたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 勉強しなさいとか十分いろいろ言われましたけれども。改めまして、私は、特別職の報酬、議員の報酬の問題ですけれども、改めまして申し上げますと、町民の方々に構成する特別職報酬審議会の答申は尊重されるものであり、遠山さん、井原さん、遠山さん、私と来ていますけれども、その当時、合併が破綻して、たしか井原町長が2年で合併するよと、できなかったら辞めると、そうやって公約したときでございます。そのときに行革が始まって、職員の給料、またいろいろなもの、特別職の給料とか下げた問題で、これもずっといろいろ、いろいろな首長がやってきて、だんだんよくなってきたと。何でもかんでも議会に上げないと議会軽視だと、いつも井原議員は言います。議会軽視だろう、あなたら。今度は上げな、こんなのはもう1回やり直せ。どっちが本当なのかよく分からないということで、残ったもの、みんなで議論してもらおうと、そういう思いから上げたことは事実でございます。

私は報酬に対して今の額でも満足しているほうなので、議会の皆さんが全協でもんで来てもらったものを提案しただけであって、何ら自分の、自分で給料がいっぱい欲しいから

上げたものではございません。今までの議会のルールに沿って、議会軽視のないように上げたところでございます。これだけ言いたくて。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問が終わりました。

○8番（井原正光君） 町長が答弁したので。結局この一般質問というのは、質問者よりも答弁者でもって打ち切られるケースが多いのでね、何か質問者が一番先に言われっ放しみたいな感じがあるんですよ。今の件についても、やはり議会で色々もむのもいいのだけれども、やはり町民なのですよ。

今の件についても、議会でもむのもいいんだけど、やはり町民なんです。町民が納得するようなやり方。ですから、事前に話すということですよ。ポンと出してね、ポンと出して審議して、我々は採決するしかないのですから、出されれば。何やかんやいっても。今回は、一緒に何十人かの町民の皆さん方の意見はお聞きしました。その中でもやはり、もう少し説明が欲しいというのが、大体の意見なのですから。

我々議員が、引き上げるとか引き上げないとかというのは、全員協議会の中で、6・4・1と言いましたけれども、その中でいろいろ述べられているんですよ。これは事務局がまとめた案なんだけれども、引上げに賛成の意見……。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。通告外の質問で、今、自分の意見を言っていますので、これは採決のときに、その自分の意見を反対討論なりでお話ししていただくのがベターだと思いますので、質問以外は受付ませんので。

○8番（井原正光君） 質問ではなくて、ただ……。

○議長（新井邦弘君） ですから質問の、今、一般質問の時間……。

○8番（井原正光君） 質問ではなくて、質問はしません。

○議長（新井邦弘君） ですから、意見は10日の日に自分の意見として述べてください。

○8番（井原正光君） 時間があるんだからいいじゃない。

○議長（新井邦弘君） 質問の時間ですから。

○8番（井原正光君） 質問はしません。

○議長（新井邦弘君） だから質問の時間で時間が余っているのですから、自分の意見は述べる場所ではないんですよ。

○8番（井原正光君） 自分の意見ではなくて、議長、あなたの意見ですよ。

○議長（新井邦弘君） 何ですか。先ほども言ったように、全然見当外れ……。

○8番（井原正光君） 10月7日にやった、議員の皆さんの意見を集約したのが、議会事務局で発表したでしょう……。

〔「終わりだ、終わり」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） ですから、その意見を10日の日に、採決の日にお話ししていただきたいと思いますので。

○8番（井原正光君） もう少し議長、開かれた議会にしましょうよ。

終わります。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時15分とします。

午前11時01分休憩

午前11時15分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告，11番船川議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 10番通告，11番船川京子です。傍聴席の皆様におかれましては、足元の悪い中お運びいただき、ありがとうございます。また、ライブ中継でカメラの向こうで御視聴いただいている皆様にも、この場をお借りいたしまして、心から感謝申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

利根町まちなか商店街活性化事業について、町が主要事業の一つとして進めている、まちなか商店街活性化事業の核となる、空き店舗を活用したインキュベーション施設整備についてお聞きいたします。

前回、9月定例会一般会計補正予算の質疑で事業内容の説明を受けました。議案には賛成し、この事業の目的は支持したいと考えていますが、町民の方から様々なお問合せもあり、また私自身も課題に感じていることがあります。今後の事業展開が望ましい方向へ進みますことを念願するとともに、町民の方からの御理解とより強い御協力を得るため、事業内容や目指す方向性について、その内容をお聞きしていきたいと思っております。

初めに、旧シャロン空き店舗取得についてお伺いいたします。

令和2年9月一般会計補正予算にて空き店舗賃借料40万円、令和3年3月当初予算にて空き店舗賃借料60万円が計上されています。前回定例会補正予算の質疑でも触れましたが、借り上げている間は空き店舗賃借料が発生し続けます。

町の姿勢として、利根ニュータウン商店会旧シャロン選定理由の一つに、物件の賃借、改修、使用について所有者の理解と協力が得られている、また、将来的に町が取得することについても、前向きな回答を得られていることを示されています。

本来ならば、取得した後、改修工事に着手するのが順序ではないかと考えます。個人所有の資産である空き店舗を借り上げ、公金を投入して改修工事を行い、賃借料を支払っていく町の姿勢には疑問を感じます。また、前回の質疑で、個人所有財産の資産価値を向上させる町の対応に対し疑問を投げかけたところ、課長からは、今回の改修工事では外装・内装設備工事を行います、建築確認が必要な増築工事には当たらないことから、仮に話が進んで町が取得させていただくときにも現在の評価と価値は変わらない、そのように考

えておりますとの答弁をいただきました。固定資産税評価額に変更がないことの説明をされたのだと受け止めましたが、1,000万円以上の経費を費やし大規模改修工事を行ったにもかかわらず、資産価値が上がらないとは考えにくく、売却価格は大きく上昇すると考えます。

今回お聞きしたいのは、課長の答弁にもありましたように、改修前は見た目以上に老朽化や損傷が激しく、雨漏りもしている状態でした、その状態での資産価値の額は調べてあるのでしょうか。賃借料や今後の取得する際の価格などは、改修工事以前の資産価値を基に算定すべきと考えます。改修前の資産価値を把握されているのであれば、その査定額をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

青木まち未来創造課長。

〔まち未来創造課長青木正道君登壇〕

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

今後、町が取得させていただく場合の購入額につきましては、近隣での売買価格等を参考にしながら、適正な価格で交渉を行ってまいります。

資産価値の査定につきましては、議員の御質問にもございますとおり、改修工事を行う前の状態を基に査定をし、交渉のほうを行ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 改修前の査定額でということで理解をいたしました。

それでは次に、町で借り上げている期間が延びるほど空き店舗賃借料の合計金額が大きくなり、取得価格に迫るのではないかと考えます。

空き店舗を買い取らず、借り上げた理由をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

借り上げた理由でございますが、今回の空き店舗を活用したインキュベーション施設の整備につきましては、昨年度、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用事業として事業がスタートした経緯がございます。

この臨時交付金につきましては、国から109種類の活用事例が示されておりまして、その中に、インキュベーション促進観光対応等空き店舗活用等事業として、地方公共団体が空き店舗等を買入れまたは借り入れ、必要な改修を実施した上で、新規起業家やチャレンジショップなどに貸し出すのに必要な経費に充当するということが事例にございました。これを受けまして、町といたしましては、長年の課題でありました、町内の空き店舗の解消と商店街の活性化を図るため、新規起業家の発掘、人材育成などを目的とした創業支援の拠点となる、いわゆるインキュベーション施設を整備することといたしました。

先ほども申し上げましたように、国が示した活用事例では、空き店舗を買入れまたは借

り上げとございますので、買入れるという選択肢もあったとは思いますが、国のほうへ確認をしたところ、臨時交付金の使途として用地の取得には交付金は充当できないこととなっており、町が空き店舗を取得する場合、建物については交付金が活用できますが、土地については全額町の持ち出しとなってしまいますことから、まずは借り上げる方向で整備を進めていくことといたしました。

その後、本年3月に正式に旧シャロンの空き店舗をインキュベーション施設として活用することが決まりましたので、所有者宅を訪問し御意向を伺ったところ、行く行くは売却も考えているが、初めのうちは賃貸でお願いしたいとの申し出がございました。

そのようなことから、当該空き店舗につきましては、まずは借り上げるという形で賃貸借契約を結びまして、整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 課長、ちょっと一つ確認させていただきたいのですけれども、今の答弁は、③の質問も兼ねての答弁と理解してよろしいですか。③の答弁は、また別に用意されていますか。ちょっとここだけ確認させていただいてから、次の発言をさせていただきたいと思いますが。

要するに、旧シャロンさんとの交渉を行った事実のお話をされましたよね。進捗状況と理解してよろしいのですか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 2番の質問への回答ということで、次の質問についてはまた回答させていただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） それでは今、課長が発言された以上の進捗があったということですね、でなければ必要ないんですけれども。

それでは次の質問に移らせていただきます。

課長の答弁では、令和3年9月一般会計補正予算が通り次第、適正な価格で売買交渉を行うとの意向を示されました。

進捗状況及び今後の対応についての考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 進捗状況ということでお答えいたします。

旧シャロンの空き店舗の物件の取得についての進捗状況でございますが、現在は所有者の方とお会いし、取得に向けた交渉を進めているところでございます。

今後は、具体的な購入の時期や金額につきまして、近隣の不動産等の価格を参考に適正な価格で購入できるよう、今後も所有者の方との御意向も伺いながら調整してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 同じ答弁を2回は要りませんので、よろしくお願いします。

先ほど、用地の取得の話がありました。②の質問で申し上げたように、空き店舗賃借料の合計金額が大きくなると、取得価格に迫ると考えます。

補助金を使うには、町所有財産になる部分で補助金を使えないことは理解できるのですが、初めから、例えば具体的な額で申し上げたら200万円だとしても、町が買うことを主として交渉して買い取れば、その時点でこれ以上の賃借料は発生しなかったのではないかな、そんな気がするんですけども。

中の改装云々に関しては補助金やいろいろな使えるものも国費でもあるかと思うのですが、ここでお尋ねしているのは、空き店舗を買い取らず借り上げた理由なのですが、その理由は補助金が見えるか見えないかということだと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 議員おっしゃるように、令和2年度に当初、まちなか活性化事業予算を計上いたしまして、それを令和3年度に繰越しをし、令和3年度予算と一緒に事業のほう執行してまいりました。

所有者の方に関しましても、まずは賃借からということで、売却は後々というお話でしたので、まずは借り上げをして、そこからスタート、売っていただくのを待つ事業をするということでは、また1年2年先というようなケースも考えなければなりませんので、まずは賃貸からと、賃借からということで事業を始めたところでございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 要するに、事業を早く始めたかったということが理由なのかなと思いますが、それはそれで理解できるのですが、必ず経費が加算していくことも事実ですし、今のお話を聞くと、早急に相手の方が売ってくださるという意向もまだはっきり申し上げて見えていないような、そんな印象も否定できないと思います。その上で、今後ここはもう町の持ち出しになると思いますので、しっかりと交渉を続けていただきたいと思います。

このインキュベーション施設についてだけではなくて、利根町まちなか商店街活性化事業全体については、ぜひとも応援したいと、この方向にいけば町が活性化するなど、そんな期待を持っているところなので、一つ一つ、ちょっと課長には一步踏み込んだ質問をさせていただきますが、よろしくお願いします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2階スペースの活用についてお聞きいたします。

9月定例会の一般会計補正予算質疑の答弁で、インキュベーション施設の活用方法として主に三つの柱があることを伺いました。一つ目、チャレンジショップとして商売を始め

たい人のために試験的に出店をし、開業に向けた経験と学びの場を提供すること。二つ目、インフォメーションセンターとして、まちの情報発信の拠点とすること。そして三つ目に、誰でも気軽に利用できる共有スペースを併設し、交流の場、憩いの場とするコミュニティスペースを設置すること。

これら3機能を持つ複合的な施設として整備を行っていく方向性は理解いたしますが、二階建ての建物であるにもかかわらず、全てを1階スペースで行うとお聞きしています。2階の活用はどのようにお考えなのでしょうか。

一般的に、特に木造建築の場合、利用しない建物スペースは劣化スピードが速いと言われています。インキュベーション施設として活用する店舗を視察いたしました。階段や2階の部屋など、既に劣化が進んでいると感じました。改修工事をするのであれば、早急な活用予定がないとしても2階部分も含めて行えば、将来的に活用の選択肢も増えると考えます。もし活用しない場合でも維持管理の面を勘案すれば、初期段階で一度に改修工事をするほうが、価格的にも効率がよいと思われま。

2階スペースの考え方について伺います。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは御質問にお答えいたします。

御質問にございますように、旧シャロンの建物は二階建ての物件でございますが、今回整備を進めておりますチャレンジショップなどは、全て1階部分に設置をいたします。また、町の創業支援事業計画の中には、まずチャレンジショップをつくるということが一つの大きな目玉となっております。

2階部分の活用につきましては、まずは1階部分でチャレンジショップなどの運営を行っていく中で、どのような形で2階部分を利用できるのか、最も有効であるかを見定めながら検討してまいりたいと考えております。

改修工事を1階部分と併せて行うほうが効率がよいのではとの御指摘でございますが、2階部分の改修につきましては、例えばコワーキングスペースやシェアオフィスというような形で整備する場合には、国のほうから地方創生テレワーク交付金など国の交付金が活用できますので、こうした国・県などの補助金制度に合致するような活用方法と利用される方の需要などを検討いたしまして、計画的に整備のほうは今後進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 2階の活用方法を聞いて、とても期待が持てるなどの印象を持ちました。補助金をぜひ使っていただいて、また使える活用方法を見いだす、そのことで、まちの活性化に寄与できますことを期待させていただきたいと思ひます。ただ、あまり遅くなると劣化のスピードが激しくなると心配がありますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

③の備品の対応なのですけれども、ちょっと時間の関係もありますので、議長、次の4番の質問に移らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(4) インキュベーション施設運営方法についてお聞きいたします。

新規オープンまで、およそ4か月と迫ってきました。チャレンジショップ経営者の役割や責任分担、賃借料など、施設運営についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは御質問にお答えいたします。

チャレンジショップの利用に関します詳細につきましては、今後、利根町チャレンジショップ実施要綱、また、施設管理ルール等を作成し、その中で示してまいりたいと考えております。

チャレンジショップ経営者の役割や責任分担につきましては、チャレンジショップを卒業し独立開業した後は、当然その方は、ほかの店舗で建物や設備の維持管理という業務も発生してくると思います。こうしたことも経営を学ぶ一環として御理解をいただき、期間中はこのチャレンジショップを自分のお店だと思って、責任を持って大切に維持管理していただきたいと思いますと考えております。

また、使用料をにつきましても、ほかのチャレンジショップ等の使用料などを参考にしながら適正な価格を設定してまいりたい、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、これから実施要項、管理ルールをつくっていくというお話だったんですけれども、具体的にこの運営方法を幾つかお尋ねしたいと思ったのですが、方向性が決まっていなければお答えいただけないような気がするんですけれども。ちょっと具体的なことを幾つかお尋ねしたいと思いますので、お答えできる範囲の中で、既に要綱の中で考えていらっしゃることであれば、そのままお答えいただきたいと思います。

まず初めに、チャレンジショップ経営者の方の関わり方が、いま一つ見えない部分があります。今、使用料の設定についてもという、そこに触れたお話がありましたが、町では月に5万円の賃借料を払ってインキュベーション施設自体を借り上げています。その上で、このチャレンジショップ経営者の方に使用料として幾らかお預かりさせていただくような形になると思いますが。複合的な施設ということで、インフォメーションセンターとコミュニティスペース、この三つが複合的に同じ施設内で行われるような形になると思うのですが、例えば、職員が常駐するのであれば何かあったときに全て職員が対応するようになると思うんですけれども、その辺の人事的なもの、担当課の人数もあると思うんです。まず、それが一つ。

それと、複合的な施設の中で、インフォメーションセンターとしての役割をどのように位置づけているのかなというのもお尋ねしたいと思います。

インフォメーションセンターですので、インフォメーション掲示板ではないと考えます。町の姿勢としては、町の情報発信の拠点とする、また、定期的にワークショップや講座なども、このインフォメーションセンターで開設するとの姿勢を示されています。このインフォメーションセンターと隣接するのか、共有するのか、その辺は分かりませんが、コミュニティスペースも併設をし、ここは誰でも気軽に利用できる共有スペースと位置づけられております。

イメージ的には、インフォメーションセンターとフリースペース、これ、同時に使うのであれば、それなりの広さと使える人数も制限されてくると思いますし、インフォメーションセンターということであれば、どのくらいの方を御利用いただくのを想定されているのか分かりませんが、情報発信をきちんとした形でお応えしていかなければならないのではないかなどのイメージを持っています。

この2点について、要綱の中でまだ準備をされている段階であればお答えは結構ですが、ぜひお考えいただきたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは議員の御質問にお答えいたします。

まず、チャレンジショップ利用者の利用料ということでございます。

議員おっしゃるとおり、こちらの施設はチャレンジショップやインフォメーションセンター、コミュニティスペースといった複合的な1階部分になるということがございます。

まず、金額のほうは、まだ決定はしておりません、利用料のほうは。ただし、その面積ですとか、その全体の占める割合、そういうものを勘案しまして、金額のほうは算定していきたいと、そのように思っております。

また、インフォメーションセンターとワークショップについてでございます。

まず、管理ということと言いますと、インフォメーションスペースについてはパンフレットやチラシ等を設置するほか、看板等に様々な町の情報を掲載し、来店された方が自由に見られる、見回れるようなスペースとして活用を考えております。また、コミュニティスペースにつきましては、フリースペースとして利用していただこうと考えておりまして、少人数でのワークショップや講座などを6人から8人ぐらいが座れるくらいのテーブルを設置したいと考えております。

このチャレンジショップ以外の共有部分につきましては、基本的には誰かが常駐して、町の職員とかが常駐して案内をするということは現時点では考えておりませんが、今後いろいろ問題等も発生してくると思いますので、その際にはどのように対応していくか、詳細なことはチャレンジショップ実施要綱の中で定めていきたい、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） つまり、まだ細かいところまで決まっていないということを理解いたしました。

賃借料なんですけれども、チャレンジショップ経営者の方がそこを運営しながら、今、課長の答弁で、町の職員の常駐が不透明な状況にあると思うのですけれども、町の職員がいなかったら誰がフリースペースを御利用になられたり、もし何かあったときに全体的なものを見ていくのかなというのは少し疑問なんですけれども。人の集客を目指すのであれば、思わぬことが起きることは、駐車場から外の地域に至るまで、ないとは言い切れないと考えています。

その中で、チャレンジショップ経営者が、ある意味、そこにお見えになった方たちにとっては、チャレンジショップの経営者はあちら側、経営側にいる。お見えになった方はお客様であり、利用者だと考えます。そういった場合に、全体的なものを見たり、ワークショップや講座などをもし定期的に利用するのであれば、問合せ等も入った場合には答えていく人が必ず必要だと思うんです。仮に、それを町につなげたとしても、そこには業務が発生すると考えます。

そうした場合に、賃借料をいただきながら委託するのかなとの疑問も湧いてくる部分もございますので、ぜひとも全体的にどんなことが想定され、どんな御質問があったとしてもきちんと整理をしていけるような、完全なものは新規事業なので難しいと思いますが、なるべくそこに近づけるような方向で、ぜひとも御準備いただきたいとも思うのと同時に、もう、あと4か月なんです。なので、早くやりたくて、早く場所を借りたのであればなおのこと、準備もスピーディーに進めていただきたいとお願いしたいと思います。

これは質問ではないので、発言はよろしいですか。

では、次の質問に移らせていただきます。

チャレンジショップ経営者に対する支援内容についてお聞きいたします。

9月定例会の質疑に対する課長の答弁で、本町で起業・創業を目指す若い起業家が出店しやすい環境を整備し、ハード・ソフト面から創業支援を行うための拠点づくりとして行うものとの発言がありました。

そこで、ソフト面の支援内容をどのようにお考えなのかお伺いいたします。また、若い起業家の対象年齢をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは御質問にお答えいたします。

まず、ソフト面の支援についてでございますが、利根町総合支援事業計画に基づきまして、チャレンジショップ利用者に対して、創業の経営に関する知識やノウハウについて外部の専門家によるアドバイスや個別相談を行うハンズオン支援を行っていくほか、チャレンジショップの卒業生が町内のほかの空き店舗等を活用して本格操業する場合、改修費用

や家賃などの費用の一部を補助する制度を創設し、創業時の軽減負担を図ってまいりたいと考えております。

また、若い起業家とする対象年齢ということですが、詳細につきましては、今後チャレンジショップ要綱を作成し、その中で対象者の要件等を定めてまいります。

私、令和3年第3回の議会定例会で議員からの御質疑、議案第47号の補正予算第4号、その中で若い起業家という言葉は何回も口にさせていただいたと思います。その後、いろいろなことを考え検討いたしまして、現時点では要綱の中に年齢制限等を設けるということは、予定はございません。しかしながら、店主の高齢化や後継者不足が町の商店の衰退の要因の一つとなっている現状を踏まえると、町の商業の活性化には、地域に根差してできるだけ長期的に経営を行える若い人材が必要であり、このチャレンジショップはそういった人材を育成する場所でございますので、チャレンジショップ利用者の選考の際には、こうした状況も踏まえて選考基準等を設けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 経営者に対する支援内容、大変よく理解いたしました。

もう一つお尋ねしたいのですが。改修や家賃費用など創業時の負担軽減のために町が補助金を考えていく、これは強く支持したいと思います。それと同時に、今、マイホーム助成金など、町では新居を新たに町内に家を建てていただいた方など、町内の金融機関の利用の優遇措置を対応されていると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、利根町では新築を建てた場合の新築マイホーム助成金、また、空き家バンク制度を利用して家を借りる場合の空き家バンク制度、両方ございます。新築マイホームの助成金につきましては基本は25万円、そして空き家バンクのほうはリフォームの2分の1、30万円というものに、お子さんがいる場合の加算ですとか、転入された場合の加算がつくという制度がございます。

今回の空き店舗バンクの制度のほうでも、家賃補助、また、改修補助を要綱の中に盛り込もうと思っておりますが、その両方の、町で行っております施策との整合性を図りながら、金額のほうはこれから決めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、金額のことをお答えくださいましたよね。金額についての……ごめんなさい。町内金融機関利用の優遇措置に対しては対応するというので、今、その……。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 申し訳ございません。町内の銀行，また近隣の銀行から，空き店舗を利用される方についての金融の金利の優遇，そちらも当然盛り込んでまいります。ちょっと私，家賃補助と改修のほうとちょっと一緒になってしまったので，申し訳ございませんでした。

金利優遇の措置は，当然盛り込んでまいります。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） それでは次の質問に移らせていただきます。

チャレンジショップ経営希望者についての対応をお聞きいたします。

施設運営方法や支援内容など，チャレンジショップ経営希望者を募集するには決めておくべきことが，先ほども幾つか確認させていただきましたが，多々あると思います。町としての受入れ準備と，募集方法から契約に至るまでの流れを確認させていただきたいと思いますので，よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

インキュベーション施設の改修工事は，今年度末に工事が完了する予定でございますが，チャレンジショップ利用者の募集は要綱や施設管理ルールが決まり次第，開始をする予定でございます。

募集方法は，広報とね，町ホームページ，SNSのほか，ポスターやチラシを作成し町内へ配布するだけでなく，近隣市町の駅，公共施設，商工会議所などでの配布や周知を行ってまいります。また，内装工事が完了した後は，とねまち未来ラボのメンバーが中心となって，内壁をしっくい塗るDIYワークショップの開催を企画しており，このワークショップの様子を新聞やテレビなどのメディア，プレスへもリリースすることで，チャレンジショップの周知，PRを図ってまいります。

本町初の取組として，チャレンジショップにどれぐらいの申込みがあるのか予想するのは難しい部分もございますが，3月末から4月中には募集を締め切りまして利用者を決定し，ゴールデンウィーク頃から本格的にオープンできればと考えております。

利用者の選定に当たりましては，チャレンジショップ利用者選考委員会を開きまして，委員会の中で決定してまいりたいと考えており，利用者として決定した方には町から決定通知書を送付し，その後チャレンジショップ使用賃貸契約を締結するという流れを考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） スムーズな流れの中で，楽しみな人材が町に残ってくれることを期待させていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

7番、受皿となる新規開店店舗についてお聞きいたします。

来年4月からインキュベーション施設がオープン予定とされております。半年から1、2年の間に。ここで、1、2年と通告書に書かせていただいたんですけども、昨日、課長とちょっと打合せさせていただいたときに、半年から1年ということに町の最終決定をされたと伺っておりますので、2年を1年に変更させていただきたいと思います。半年から1年の間に新たに別の空き店舗に移転することになりますが、チャレンジショップ経営者が移転するための店舗の確保をどのようにお考えでしょうか。

いつ頃までに何店舗など、目標や、もしくは目安など、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

チャレンジショップの使用期間につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、半年から最大1年を想定しております。この間、利用者にはチャレンジショップで試験的に営業を行っていただきながら、独立開業に向けて知識や経験を積んでいただき、卒業後には町の空き店舗等を活用するなどして、本格的な開業を目指していただきます。

現在の空き店舗の登録の目安ということでございますが、今年度、商工会で行いました空き店舗調査、その中でお店を貸してもいいと言われる方の中で、直接、職員が何軒か出向きまして、現在もう既に3軒は内諾をいただいているという状況で、今後増えていくのかなというふうに考えております。

チャレンジショップ卒業後の受皿についての御質問でございますが、町では現在、チャレンジショップを卒業した方だけでなく、本町の空き店舗を活用し起業・創業を希望する方に対し、町内にある空き店舗物件を町のホームページなどで紹介するため、空き店舗バンク制度の創設に向け要綱やホームページの作成、物件登録などの準備を進めているところでございます。

対象となる空き店舗につきましては、昨年度、商工会の御協力をいただき、先ほども申し上げましたが、アンケート調査を行って空き家バンクへ登録していただくというような方について依頼を現在しております。

また、目安ということでございますが、本事業は、利根町創業支援等事業計画に基づき実施しているものでございます。計画の中で設定しているチャレンジショップを含む利根町の創業支援対象者数14名、そのうち創業者4名を目標に掲げております。期間といたしましては、令和5年3月31日までに、今申し上げました支援の対象者14名、創業者4名を目標に掲げて実施しているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今回の質問の一番大きなテーマである、利根町まちなか商店街活性化事業についてということで通告をさせていただいておりますので、ちょっとこのイ

ンキュベーション施設からちょっと外れた質問になりますが、ぜひともお答えいただきたいと思います。

先日、とねまち起業塾というところに、私も傍聴で参加をさせていただきました。町内に住む、また、その時点では町外にお住まいだった、私から見れば若者6人参加されて、本当に皆さん真剣に、この利根町で自分たちの夢を実現させたいという、後ろから傍聴で、後ろだったんですけれども、きらきら輝く目は見えませんでした。声の響き、またその真摯な姿勢から、本当に学んで次のステップへ行きたいのだなということがひしひしと伝わってきました。この目標である4名が対象となって開業されたらどんなにいいだろうと、そんな思いで心から応援したいと思って傍聴させていただきました。

しかしながら、空き店舗がなければできないわけです。それでもう1点、チャレンジショップから卒業してそちらに行くというこの道も、未経験者やより学びたい、接客を学びたいという方にとってはとてもメリットのあることだと思うのですが、そこに来ている方たちがある程度の経験を積み、またスキルも持っているとの印象も持ちましたので、ダイレクトにここにつなげられる、この太いパイプをつくれたら、町の活性化に1歩も2歩も寄与できるのではないかなと、そのような印象を大変強く持って帰ってまいりました。

町としては、その辺のパイプや準備、受皿的なものに対してはどのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

今、議員からお話がありました、とねまち起業塾、11月27日土曜日から始まったものでございます。こちらは計5回にわたりまして、起業に必要な知識やスキルを身につけていただくという塾になっております。

こちらに参加をし、仮にチャレンジショップでお店の体験をされない方についての企業につきましても、要綱の中で町のほうとしましては支援をしていきたい、空き店舗だけで商売をするというのが起業ではございませんので、中には御自宅でやりたいというような考えの方も、この間の6名の中にはいらっしやっただと思います。その辺も含めまして、要綱のほうはしっかりとしたものをつくっていききたい、そのように考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の発言を伺って、大変うれしく思いました。おっしゃるとおり、現場は柔軟な対応が求められていると考えます。ぜひとも、個々に適した支援を、町として新たにこの利根町で店舗を構えていただける方に支援を考えていただきたいと思います。と同時に、具体的なものは難しいかもしれませんが、空き店舗バンクで空き店舗を提供される方、そちらの方も現実は大変だと思います。もちろん賃借料が入ってくるといえばそれまでかもしれませんが、やはり丁寧な対応が求められるのではないかと考えます。今回そちら側は私の質問の通告の範囲ではないかなと思いますので、また

別の機会にお聞きしていきたいと思います。

それでは時間も迫ってきましたが、ちょっと時間が足りないと思って抜かした備品の対応について戻らせていただきたいと思います。すみません、課長、もしかして時間が足りなくなるかなと思ったので飛ばさせていただいたのですけれども、よろしいですか。

それでは、(3)の質問に戻らせていただきまして、備品の対応についてお聞きいたします。

チャレンジショップ経営者の営業内容によって、揃える備品は違ってくると思います。飲食店と雑貨店で考えても、揃えなければならない備品は異なります。飲食店であればテーブルセット、冷蔵庫、鍋釜はもちろんのこと、和洋中また軽食と、それぞれ食器一つにしても全てが変わってくるのではないかと考えます。

町としては、備品についてどこまでの対応を考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

チャレンジショップの対象者は今後要綱で定めてまいります。商店街にかつてのにぎわいを取り戻すという観点から、対象業種は主に飲食業、小売業など接客を伴うサービス業の方に利用をしていただきたいと考えております。

今後、利用者の募集を行い、どのような業種の方が利用することになるのかは現時点では分かりませんが、議員の御質問にございますとおり、飲食店と雑貨販売などの商売では必要な備品は変わってまいります。また、商品に必要な道具や備品については、デザインや使いやすさなど人それぞれ好みやこだわりも違ってくると思いますので、町が事前に準備するのは、主に冷凍冷蔵庫やガステーブルなどの厨房機器、テーブル、椅子などの家具類、商品の展示用の棚などの什器類、これら必要最低限の備品を町では用意し、その他、御本人が商売に必要な道具や備品類につきましては、利用者が御自分で用意をして申込みをしていただくという形で考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 担当課のほうで、備品一つ考えても、ここから卒業して新たに開業するに当たっては多額な初期費用が必要になってくるのではないかなと、そんな印象を持ちます。どの程度の意欲があって、どの程度の経験があって、どの程度の財力を有した方がお店を開いていただけるのか分かりませんが、町の補助の仕方も、ある意味、柔軟で多角的な対応をしていかなければならないのかなと思う反面、やはり公平性、公正性、整合性に欠けるわけにはいかないと考えます。難しい価格設定、補助内容、支援内容などは思いますが、ぜひとも一番望ましい形につくり上げていただきたいことをお願いしたいと思います。

それで、今回一番大事な質問になります、最後の質問をさせていただきます。

事業計画と予算についてお聞きいたします。

前回、9月の一般会計補正予算の質疑に対する課長の答弁で、昨年、つまり令和2年9月の臨時議会で空き店舗の賃借料やインキュベーション施設改修工事費などの補正予算を計上し、採択をいただきました。しかしながら、まだその時点では商工会の空き店舗調査も実施されておらず、町がインキュベーション施設として利用する空き店舗が決まっていない状況だったため、改修工事費については内装工事など軽微な改修を想定し、概算で205万円を計上いたしておりました、との発言がありました。

一般的に、予算化には用途の方向性の明確さと必要経費の常識的な積算見積りが、具体的に求められます。昨年9月のことで、当時私は採決に加わることはできませんでしたし、質疑もしておりませんが、違和感を覚えました。また、一度コロナ交付金を活用しているので、同事業に対し追加交付はできない旨を確認し、重ねて残念に感じました。

同じく9月定例会の質疑にて、過疎対策事業債の活用を問うと、財政課長の答弁で、当初予算で計上した事業について、一次分として起債計画を県に提出済みとなっているので、一次分の事業として、改修工事に過疎対策事業債を充てることはできません、例年ですと秋以降に二次分についての通知があるので、二次分で充当するかについて検討していきたいとの考えを示されました。

タイミング的にずれがあったのでしょうか。工夫や努力で、町一般財源の投入を少しでも抑えられたのではないかと考えてしまいます。ほかの自治体の例を見ると、町の持ち出しではなく、地方創生拠点整備交付金やふるさと納税などを活用した事例もあるようです。

利根町として関連事業でこれまでに予算化された金額は、令和2年第4回臨時議会補正予算にて商店街再生事業として435万円、令和3年3月当初予算にてまちなか商店街活性化事業費として342万9,000円、同じく令和3年9月定例会補正予算にて988万9,000円が計上され、トータル1,766万8,000円となります。まちなか商店街活性化事業をどこまで広げていくかにもよると思いますが、今後の計画や内容によっては、ランニングコストだけではなく、次年度以降も大きな追加予算の可能性も感じます。

事業を進めるに当たり、何年間のプランで考えているのでしょうか。また、財源はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

恐らく課長が答弁された後、私の発言する時間は戻ってはこないのではないかなと思いますので、ここで申し上げたいと思います。あくまでも、私はこの事業に対しては、目的に対しては強く支持をさせていただいております。ただ、進め方に少し疑問も感じると同時に、町民の方からも数々のお問合せをいただいております。それに対して、冒頭で申し上げましたように、御理解と強い御協力、そして御支持までいただけるような事業展開に向けて頑張っていたきたい、そんな思いでおりますので、最後に課長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

インキュベーション施設整備にかかります財源につきましては、議員も御存じのとおり、第3回定例会でインキュベーション施設改修工事費に関する補正予算を計上させていただき、採択をいただきました。その中で、船川議員の御質疑でも答弁をさせていただきましたが、空き店舗改修工事のうち外装部分につきましては地方創生臨時交付金を活用し、これから工事を行う内装や設備に関しましては一般財源の対応となりますと申し上げました。

今、船川議員おっしゃったように、財政課長とも話し合いをしまして、今現在、チャレンジショップ以外で使いますインフォメーションスペース、またコミュニティスペース、共有部分につきましては、国の過疎事業債二次申請分、要望しているところでございます。これが通れば、通ればの話になってしまいますので金額は申し上げませんが、現在要望しているところでございます。

議員提案のとおり、地方創生拠点整備交付金などを活用し、事業を行っている自治体もでございます。本町においても、今回追加分の臨時交付金やテレワーク交付金などの活用も検討いたしましたが、交付金の活用には事前の計画策定や募集期間、対象事業などの関係で今回の事業については合致せず、一般財源で対応させていただくこととなりました。

今後の施設運営につきましては、チャレンジショップの利用者からも使用料を徴収することになりますが、施設を維持継続していくには、毎月の光熱水費や運営を行っていく中で必要となる備品・消耗品等の購入、軽微な修繕や補修などが想定されます。使用料を上回るランニングコストが発生するのではないかと考えております。これらにつきましては、町が創業支援事業を行っていく上での必要経費でございますので、一般財源で対応させていただくということになると思いますが、先ほども答弁したとおり、今後この施設のさらなる活用や2階のスペースの活用を検討する際には、国や県の交付金等の活用を視野に入れてまいります。

また、今後の事業計画についてでございますが、このチャレンジショップは利根町創業支援等事業計画に基づき実施しているものでございます。この計画は、本町における人口減少や増加する空き店舗などを、昨今の状況を踏まえ、新たな創業者・起業者を発掘し、地域経済の活力向上を高めるため、空き店舗を活用したインキュベーション施設整備のほか、ワンストップ相談窓口の設置、個別相談事業、経営、財務、人材育成、販路拡大等の知識が身につく、先ほど議員おっしゃいました、11月27日から始まりました、とねまち起業塾、こちらには議員の方も傍聴をいただいております。とねまち起業塾の開催など包括的な創業支援を行うもので、計画期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております、2年ごとに見直すこととなっております。

今後、町ではこの創業支援等事業計画に基づきまして、チャレンジショップをはじめ起業塾の開催などを通して地域経済の新たな担い手となる起業家の人材発掘と育成、支援を行ってまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 2年ごとの計画の見直し、とにかく望ましい方向に行くことを期待させていただきたいと思います。

佐々木町長，前町長，前々町長も，なかなかこの時代の流れや社会の動きにあらがっても，町の活性化というのは大変難しく，どちらかというところシャッター街になってきたというこの現実の上に踏まえて，あえて強い力であらがって活性化に挑戦するというその姿勢は，強く今後も指示をさせていただくとともに，急ハンドルは切れない事業だと認識をしています。

長期展望になるかもしれませんが，ぜひとも成功させていただきたいことを念願し，私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月9日は議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回12月10日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後12時15分散会